

令和7年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」説明会

Q & A

1 申請事務について		
No	Q	A
1	補助対象になる期間は。	交付決定後から令和8年3月31日までに納品及び支払終了まで。 商品の発注（契約）は、申請後に県から通知（交付決定通知）が届いてから行うこと。
2	実績報告書はいつまでに提出すれば良いか。	事業が完了したら速やかに提出すること（事業完了後30日以内）。 ただし、令和8年4月10日を過ぎることはできない。
3	実績報告書の提出が完了したら補助金が振り込まれるのか。	実績報告書を提出しただけでは補助金は受け取れない。実績報告書の提出後、県から通知（交付確定）が届いたら、請求書を10日以内に提出すること。
4	補助金が振りこまれたら、補助金関係の事務は終わりとなるのか。	終わりではない。 導入後3年間、機器の導入効果報告書の提出が必要（提出時期は改めて通知する）。 また、単価30万円以上の機器を導入した事業所が廃止することになったり、導入した機器を譲渡、交換又は廃棄等することになったりする場合には、別途手続き（財産処分）が必要となる可能性があるため、県に連絡のうえで、判断を仰ぐこと。
5	まだサービス提供していない事業所は申請可能か。	交付申請時までに指定を受け、サービスを開始していることが必要となる。
7	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	1法人で1回の申請に取りまとめること。
8	交付申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則不可。やむを得ない事情がある場合（対象機器が交付申請書類提出後、発売中止や廃番となった等）にのみ、個別に判断を行うため速やかに報告をすること。
9	介護ソフトについては、職員数に応じて、補助上限額が決められているものがあるが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職種の職員とする。 その際、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、本事業対象の機器の活用が見込まれる事務員等も参入して差支えない。
10	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付すること。
11	交付決定額よりも購入額が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額の範囲内で、購入する機器の台数を増やしたり、別の物を追加で購入してもよいか。	当初見積額より購入額が安くなるなどで、交付決定額との差額（余り）が生じ、台数を増やしたり、別の物を追加で購入する場合は、事前に報告を行い変更申請を行うこと。
12	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか。	契約書の代わりとして、発注書や発注したメール等（購入の意思を相手方に伝えたことがわかること）でも提出可能。 なお、発注書等の書類では下記の内容が記されているか確認する。 ①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税抜きの金額、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）
13	補助金で導入した「導入した機器の写真」について、同一機器を複数台導入した場合は、1台分だけでよいのか。また、「Wi-Fi環境整備」の写真は何を撮影すれば良いか。	補助金の実績報告に基づく検査を行うため、すべての機器の設置・保管している状態がわかる写真を添付すること。 「Wi-Fi環境整備」については、図面と写真が一致しているか確認する必要があるため、モデム・ルーター、アクセスポイント等の設置状況をすべて撮影し、添付すること。なお、配線工事の工事箇所等は不要。
14	申請に必要なものを教えて欲しい。	本事業のホームページに掲載しているチェックリストのとおり申請すること。

2 補助対象について

No	Q	A
4	介護ソフトの考え方を教えて欲しい。	本事業において定義されている「介護ソフト」は、「介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、 記録業務、情報共有業務 （事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、 請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること （転記等の業務が発生しないものであること）」とされている（国実施要綱から一部抜粋）。
5	軽費・養護老人ホームにて介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一気通貫でできる必要があるか。	導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおいての業務が一気通貫になれば、補助対象とする。
6	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	不可。 令和8年3月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに報告のうえ、辞退をすること。申請の際には、あらかじめ年度内に納品が可能か、業者等に確認の上、補助金の申請を行うようご注意願いたい。
7	導入を検討している機器が補助対象かわからない。	・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義にあてはまる介護テクノロジーが補助対象となり、 福祉用具情報システム（TAIS） に「介護テクノロジー利用の重点分野」として登録されている機器等は補助対象となるため、機器選定にあたり要確認のこと。
8	介護テクノロジーの、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるか。	保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策等）については、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象とする。 ただし、いずれの場合も令和8年3月31日までに支払いを完了させること。
1	過去に見守り機器を導入して、Wi-Fi環境整備のみを申請することはできるか。	Wi-Fi環境整備のみは補助対象とはならない。 Wi-Fi環境整備は重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して導入する場合に補助対象となる。
2	タブレット端末、スマートフォンの購入について、ネットワーク通信費は補助対象か。	タブレット端末、スマートフォンの ネットワーク通信費 は、 補助対象外 となる。 ネットワーク通信費を除く、タブレット端末、スマートフォンの本体に係る経費を対象とし、1台あたりの補助額は10万円を上限とする。
3	機器等の導入に付帯して必要となる経費の考え方を教えて欲しい。	一緒に導入（経費計上）しないと本体を使用することができないと判断できるものについて、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」ではなく、本体の経費として、補助対象とする。 その際、 本体とそれら経費のひとまとまりを1台とする。
9	導入する介護テクノロジーに係る消耗品（部品などを定期的に交換）は補助対象になるか。	介護テクノロジー本体の導入に対する補助金のため、 消耗品（予備品）は補助対象外 となる。
10	介護テクノロジーの付属品やオプション品は補助対象になるか。	介護テクノロジーの使用に必要なものとして考えられるものであれば付帯経費として対象となるが、 予備的経費は補助対象外 となる。
11	購入形態により補助対象は異なるか。	介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおり。 ・使用権の 期限がないもの …… 全額（買取り） ・支払いが 月額払いのもの …… 当該年度分 ・支払いが 年額払いのもの …… 1年分 ・ 複数年 の使用権契約のもの…… 複数年分 ただし、いずれの場合も 令和8年3月31日までに支払いを完了させること。 ※機器の導入に係る利用料や、リース契約も同様

12	インカムは令和6年度と同じく、「見守り機器導入に伴うWi-Fi環境整備」として申請すればよいのか。	今年度、 インカム は「 その他機器等 」として対象となる（単体でも可）。
13	ナースコールは補助対象になるか。	対象外。 見守り機器の導入にあたり、ナースコールとの接続が必須となる場合において、見守り機器本体とナースコールとの連携費用をひとまとまりとして1台で申請すること。
14	補助金が交付されない場合はあるのか。	本事業は、予算の範囲内において補助金を交付するため、予算以上の申請がある場合には、優先順位をつけて採択を行っていき、 交付されないケースも想定される。 現在想定している、交付を 優先する事業所 は以下のとおり。 ●静岡県働きやすい介護事業所認証制度（県で実施）を受けている事業所。 ●昨年度まで、静岡県における「介護分野ICT化等事業費補助金」の補助金交付実績が無い事業所。 ●「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」では、介護保険法に基づきサービスを提供する事業所を優先する。 ●「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」において、「介護ソフト」「見守り機器」「インカム」の導入を行う事業所を優先する。
15	同じ種類の機器を、複数種類（例えば見守り機器をセンサーマットとカメラの2種類）導入することは可能か。	不可。 上限台数内において、 1種類の機器のみ を補助対象とする。 （今回の場合は、同じ種類の機器を2種類導入することとなる） 違う目的（入浴支援機器と見守り機器等）で導入する場合は、1事業所当たりの上限台数内であれば導入は可能。
16	補助上限となる台数・金額の考え方について教えて欲しい	上限となる台数や金額は、 補助メニューにより異なる。 『介護テクノロジー等の導入支援』 ・介護ソフト以外： 利用定員数の1/10台 を1事業所当たりの 上限台数 とする ・介護ソフト：国実施要綱に別途記載の職員数に応じた 基準額 を 上限金額 とする 『介護テクノロジーのパッケージ型導入支援』 ・補助上限金額： 1事業所あたり1,000万円 ・補助上限台数： 利用定員数の1/10台 を1事業所当たりの 上限とする 。ただし、 見守り機器は利用定員数、インカムは職員数を1事業所当たりの上限台数とする。 ※上記2つのメニューは、1事業所当たりの補助上限金額を合計1,000万円とする。